

## 先端研究設備整備費補助事業（研究施設・設備・機器のリモート化・スマート化）公募 Q&A

※前回掲載からの更新箇所は赤字で記載しています。 令和3年1月15日時点

No.	質問	回答
<b>【事業の内容について】</b>		
1	公募要領 P1（1）対象事業について、「遠隔地からの研究や研究の自動化が可能な共用研究設備・機器の新規導入や、・・・設備・機器の追加」とあるが、令和2年度二次補正予算では、設備・機器の追加のみであったが、新規購入も三次補正予算では対象になるということか。	そのとおりです。
2	手動で対応している設備・機器を、自動で対応できるようにするための補助金という理解で良いか。	そのとおりです。
3	前処理のみの装置は補助対象か。	遠隔化や自動化されるものであれば、補助対象になります。
4	オペレーターを置いて、遠隔化する共用研究設備・機器も補助対象か。	補助対象になります。
5	遠隔化・自動化を付加する既存の研究設備・機器について、その購入財源(各種補助金や外部資金など)に縛りはあるか。	既存の研究設備・機器の購入財源について、本事業では特段の縛りはありませんが、所有権の問題が生じないように既存設備の購入財源の規程等をご確認の上、申請してください。
6	ある装置は遠隔利用のみ、別のある装置は自動化のみ、というように必ずしも遠隔利用と自動化を両立する必要はないという理解でよいか。	本事業で導入する設備・機器については、必ずしも遠隔利用と自動化を両立する必要はございません。
7	本事業の申請において、インターフェースが古いためリモート化・スマート化できない設備・機器について、インターフェースを変えることは新規か追加のどちらになるか。	設備・機器それ自体を購入する場合、新規になります。一方、例えば、設備・機器に対してオートサンプルチェンジャーなどを付加する場合は、追加になります。
8	既存の設備・機器に対して、リモート化・スマート化を行う場合、リプレースについては新規という理解で良いか。	設備・機器それ自体を、新規導入するかどうかになります。設備・機器それ自体をリプレースする場合、新規になります。一方、例えば、設備・機器に対してオートサンプルチェンジャーなどをリプレースする場合、追加になります。
9	本事業は、既に行われている共用に関する事業を更に推進することを目的としているという理解で良いか。	事業の目的は、公募要領 P1 の 1.事業の趣旨・目的、事業の概要は、公募要領 P2～4 の 2.事業の概要をご確認ください。
10	本申請を機に共用を推進したいと考えているが、そ	各機関において公募要領 P2～4 の 2.補助事業の

	の場合でも補助要件を満たすことができるか。	概要（3）補助要件に従い、ご判断ください。
11	公募要領 P2 の 2.事業の概要（2）対象機関 エ）「その他法律に規定されている法人」とは、具体的にどのような法人が該当するのか。	例えば、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、NPO 法人、株式会社などです。
12	共用プラットフォーム形成支援プログラムに採択されているプラットフォームの代表機関であるが、このような共用体制を運営する機関が代表として本公募に応募できるか。	公募要領P2の2.事業の概要（2）対象機関に記載している機関が、今回の応募対象となります。また、当該項目に記載のとおり、複数の機関による共同提案及び研究者・職員個人による提案は対象としません。
13	学校法人は、複数の大学があるが、申請は大学ごとか、法人単位か。	公募要領P2の2.事業概要（2）対象機関に記載のとおり、大学又は法人として提出していただくこととなります。
14	公募要領 P2～3 の 2.事業の概要（3）補助要件○事業の実施方針について、この共用はどういう範囲を示しているか。産学官のみもしくは各機関における研究施設（部門）での共用も含まれるか。	交付要綱第 3 条第 2 項において、共用については、「研究設備を保有する研究機関等が大学の場合は、当該設備の運用主体の組織以外の他部局及び学外の研究者等が当該設備を利用すること、研究設備を保有する研究機関等が大学以外の機関の場合は、機関外の研究者等が当該設備を利用すること」と定義しております。
15	公募要領 P2～3 の 2.事業の概要（3）補助要件（留意事項）に、共用開始後 3 年以上は確実に共用の実施を求めます、とあるが、申請時にその根拠が必要となるか。 （様式 2）にその内容を記載する部分が見受けられるが、どのように対応すれば良いか。	申請時に（様式 2）の他、その根拠資料まで求めません。（様式 2）内のコメントに従い、記載してください。
16	公募要領 P3 補助要件として、「産学官への高い共用実績」とは、具体的にはどのレベルを「高い」というのか。	各機関において公募要領に従い、共用実績について記入ください。審査委員会において、提案課題の比較等の上、総合的に判断いたします。
17	過去に数件共同研究契約に基づく設備・機器の共同利用の実績はあるが、公募要領にある「高い共用実績」とは、どの程度の実績を想定されているか。	各機関において公募要領に従い、共用実績について記入してください。審査委員会において、提案課題の比較等の上、総合的に判断いたします。
18	公募要領 P3 補助要件として、「運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあること」としているが、見込みはどの程度示す必要があるか、また利用料金は必ず取らなければならないのか。	各機関において公募要領に従い、ご判断ください。なお、3 年及び 5 年後を目途にフォローアップを実施する予定であり、自律的・安定的な運営ができる提案が推奨されます。一般論から申し上げますと、利用料金を取るか、外部資金などを活用して、機関において運

		営維持に係る経費を計上いただくこととなるかと思いません。
19	<p>公募要領 P3（留意事項）について、「提案する設備・機器の整備について、本事業以外の令和 2 年度第三次補正予算等、他の予算制度を通じて申請等を行っていないこと。」と記載されている。他の予算制度を通じた申請とは、本事業と同じ目的、内容にて申請、採択されていないことが条件であるとの理解でよいか。</p> <p>本事業の目的である「遠隔利用や実験の自動化を推進するための設備・機器の追加等（既存の研究設備の高度化等）」のための予算を他から受けていなければ、本事業への申請は可能と考えているが、その理解に誤りがないか。</p>	本事業と同じ目的、内容にて申請、採択されていないことが条件です。
20	<p>公募要領 P3（留意事項）について、「提案する設備・機器の整備について、令和 2 年度当初予算など他の予算制度を通じて申請等を行っていないこと。ただし、特段の事情により、現時点で複数の制度への申請を検討中の場合には、必ずその旨を様式 2 の備考欄に記入すること。」とあるが、特段の事情とはどのようなことを想定するか。</p>	現時点で複数の制度への申請を検討中の場合には、必ずその旨を(様式 2)の備考欄に記入いただければ結構です。
21	<p>先端研究基盤共用促進事業(研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム(SHARE))に採択されているが、以下のケースが重複制限に該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SHARE 事業において、現地利用で登録した機器に半遠隔機能を取り付け、遠隔機器を増やすこと。</li> <li>・計画では半遠だった機器に、オートサンプラーをつけて完全遠隔できるようにすること。</li> </ul>	<p>SHARE 事業において、整備を予定している設備・機器と重複しなければ、問題ございません。</p> <p>SHARE 事業にて、締結している委託契約書の内容をよくご確認ください、SHARE 事業にて実施する内容に変更がないようにご検討ください。</p> <p>なお、現時点で他の「研究設備の遠隔化・自動化」に係る事業に採択されている場合には、必ずその旨を(様式 2)⑥備考欄にご記入ください。</p>
22	<p>公募要領 P6 事業規模について、「1 件当たり 4 億円を上限」とされているが、4 億円未満の提案でもよいか。</p>	問題ありません。
23	<p>公募要領 P6 の 4.採択件数、事業規模に 1 件当たり 4 億円を上限と記載があるが、採択された場合、補助対象経費が 4 億円以内であれば、満額補助されるとの理解で良いか。</p>	審査結果を踏まえ、提案いただく設備・機器の全てまたは一部の採択になる可能性があります。また、公募要領 P4 の 3.選定方法等（1）選定方法に記載のように、審査結果等を踏まえ、必要に応じ計画の見

		直し等を求めることがあります。
24	政府調達を要する設備・機器（1,500万円以上）については、政府調達協定の適用による調達期間等から年度内の調達が困難だが、今回の補助事業は1,500万円未満の設備・機器の整備を前提とした事業か。	公募 Q&A に記載のとおり、本事業は令和2年度補正予算による補助事業のため、令和2年度内に執行していただくことが原則となります。例外として、交付決定後やむを得ない事情があった場合には繰越しを行うことができますが、事業の遅延について大臣に報告すること（交付要綱第12条）、また、繰越しに当たっては財政当局との協議が必要となることから、事象が発生した際には速やかに当方まで相談してください。
25	交付額については採択されるとすれば原則、100%補助になるか。もし審査で70%補助等に減額された場合、交付辞退することは可能か。	交付額は、上限4億円として、原則100%補助になります。なお、採択決定後の交付辞退も、採択機関の判断により可能です。
<b>【経費の用途について】</b>		
26	設備整備費に含まれる経費の範囲はどこまでか。	補助事業者が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費のみ認められます。なお、研究者からニーズの高い、遠隔地からの研究や研究の自動化が可能な共用研究設備・機器の新規導入や、各研究機関等が保有している共用研究施設・設備・機器に対して遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加（既存の共用研究施設・設備・機器の高度化等）に係る設備整備費であることが前提になります。（公募要領P3のとおり）
27	用途について、設備・機器の移設や周辺設備の整備は認められるのか。	補助対象外になります。
28	本事業における設備整備に伴い、設置予定の部屋の電源工事が発生する。この設備整備に伴い発生する電源工事に係る費用は補助対象となるか。	当該費用は、補助対象として認められません。公募要領P3(6)補助対象経費を満たすものが、補助対象になります。
29	設備・機器の据え付け調整費は補助対象になるか。	設備整備費の範囲で対応することが可能であれば、補助対象になります。
30	本事業にて、整備を予定する設備・機器に関して、ソフトウェアなども含めて問題ないか。	設備整備費に含まれる範囲であれば、問題ありません。
31	設備・機器を利用するための資格審査・手続き等の遠隔化・自動化を行うソフトウェアは補助対象か。	補助対象の前提として、設備整備費に該当するかどうかご確認ください。 その上で、設備を利用するための資格審査・手続き等の遠隔化・自動化も対象です。 なお、設備に対して、何がその周辺に必要なかということ

		になりますが、機関全体として必要なものについては、機関において本来対応すべきものと考えられるため、難しいものと考えます。
32	公募 Q&A に記載のとおり、本事業にて整備を予定する設備・機器に関して、ソフトウェアなどの申請は、設備整備費に含まれる範囲であれば問題ない旨とあるが、当該ソフトウェアが一定期間のライセンス付きのものであり、そのライセンス期間が本事業期間（令和 3 年 3 月末）を超えるものであっても全期間について補助対象となるか。	ソフトウェアについては、設備整備費に含まれる範囲であれば、問題ございません。なお、ライセンスの期間に関して制約はありません。
33	機関内におけるサーバーの新設は、補助対象になるか。補助対象になる場合、新規か追加のどちらになるか。	補助対象の前提として、設備整備費に該当するかどうかご確認ください。その上で、設備に対して、何がその周辺に必要かということになりますが、機関全体として必要なものについては、機関において本来対応すべきものと考えられるため、難しいものと考えます。
34	システム構築する場合のプログラム作成費や人件費などの役務費は、設備整備費として計上して良いか。	遠隔化するための通信環境整備が必要ということであれば、設備整備費の範囲で対応することが可能か、機関内の財務部局へご確認ください。
35	公募 Q & A に「4 オペレーターを置いて、遠隔化する共用研究設備・機器も補助対象」とあるが、オペレーターの人件費も対象か。	公募要領 P4 の（6）補助対象経費に記載のとおり、補助対象経費は、設備整備費（補助事業者が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費）のみ認められます。
36	間接経費の計上は認められているか。	認められておりません。
37	遠隔化や自動化のための VPN 回線の支出は可能か。	設備整備費に該当するものであれば問題ございません。
38	遠隔化や自動化するための環境整備に係る経費に充当することは可能か。	遠隔化や自動化を主眼に置いておりますので、それに付随するものであれば良いです。
39	本事業の申請時の設備について、仮に次のように計上して、 設備 A 3 千万円 設備 B 3 千万円 設備 C 2 千万円 設備 D 2 千万円 審査の結果、設備 A～C 分の 8 千万円が認められたとする。このときに、設備 A について、採択後に	採択となった設備・機器間での予算流用は可能です。 なお、採択・交付決定された設備・機器に関して、事業の執行段階で変更いただくことは原則できません。

	見積金額の修正(あるいは入札)により、2.9 千万円で済んだ場合、差額の 0.1 千万円は返納となるのか。あるいは、設備 B で当初の見積金額よりも費用が少し超過することが分かった場合、そちらに 0.1 千万円を使用して、トータルの金額を合わせる、ということは可能か。つまり、申請リストにある設備間での予算流用は可能か。	
40	補助対象経費について、申請機関以外の研究機関の保有している共用研究施設・設備・機器に対して遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加は認められるか。	公募要領 P1 の(1)対象事業は、「各研究機関等が保有している共用研究施設・設備・機器に対して」としており、他機関が保有している共用研究設備・機器の申請は認められません。
41	他機関に申請機関の機器をコントロールする端末及び解析用データベースを設置するための予算は申請可能か。	他機関への設備・機器の整備については、補助事業者には取得財産の善管注意義務がありますので、その点ご注意ください。 また、本 Q&A 集に記載のとおり、設備・機器の移設や周辺設備の整備は、本事業の補助対象外になります。 ただし、本 Q&A 集に記載のとおり、設備・機器の据付調整費や、設備整備費の範囲であればソフトウェアなどは、本事業の補助対象になります。
42	減価償却を圧縮して申請することは可能か。	各機関における規定に従いご判断ください。
<b>【申請書類について】</b>		
43	申請様式以外に、参考資料を添付してもよいか。	参考資料の添付は不可といたします。様式 1、様式 2 (別添 1、2 を含む。) のみの提出です。
44	提案書類について、枚数制限はあるのか。	各様式の枚数制限については、公募要領 P6-7 のとおりです。
45	申請書類はカラー、モノクロどちらでも問題ないか。審査委員は申請資料をカラーかモノクロどちらで審査されるのか。	どちらでも問題ありません。 提出いただいた PDF ファイルを審査委員に渡しますので、提出いただいたものがカラーであればカラーで、モノクロであればモノクロで審査いただきます。
46	提案書類一式は、元の形式 (Word、Excel、PPT 等) で提出すべきか。	提案書類それぞれは、元の形式 (Word、Excel、PPT 等) のまま提出ください。様式全てを統合した PDF ファイルも提出ください。 なお、様式 1 について、公印有の場合は、PDF でも可です。
47	公募要領 P8「ii)重複申請の制限等 1 機関 1 件までの申請とします。」と記載があるが、申請単位	公募要領 P1～2 に記載のとおり、大学及び高等専門学校、大学共同利用機関法人等の単位です。

	は、 大学単位か、もしくは、研究組織単位か。	
48	(様式 1)において、「(公印省略)」と記載されているが、これは公印を省略した提出が、可ということか。	機関の規程により公印無しでも公文書扱いであることが明確である場合において、公印を省略した提出は、可となっています。
49	(様式 1)について、押印をする場合、提出は PDF 化したものをメールで他の書類とあわせて提出すれば良いか。あるいは、押印した原本を別で郵送する必要があるか。	公募要領 P6「(3)提出方法」に記載のとおり、電子メールでお送りください。原本のご提出は不要です。
50	1 機関(法人)1 件とあるが、1 件はどのような範囲が含まれるのか。機関(法人)全体として、各部局が必要な設備・機器を列挙して、(様式 2)「先端研究設備整備計画」に記載する仕方で良いか。	各部局にて列挙された設備・機器を統括部局が整理して、機関全体として記載をいただいても問題ありません。 また、その場合、各部局における共用の取組などを記載いただいても構いませんが、大学全体としての考え方を記載は必ず記載してください。
51	(様式 2) に記載する設備・機器は、どこまでブレークダウンする必要があるか。また、コンポーネントはどこまで分けて記載する必要があるか。	どこまでブレークダウンすれば、具体的な効果が記載できるかを検討の上、記載してください。
52	(様式 2) 先端研究設備整備計画における「実施責任者」の記載について、当該事業を進める研究担当の理事・副学長を記載することを考えている。事業実施は、法人全体に係る事業として推進するため、様式として法人の責任者でもある学長を記載するかとも考えているため、想定されている内容についてご教示いただきたい。	機関(法人)全体に係る事業ですので、実施責任者は事業全体のマネジメントを想定しています。その趣旨を踏まえて、各機関(法人)それぞれの事情に応じて決めてください。
53	(様式 2)について、機関の連絡先について、メールアドレスを 2 つ併記して良いか。	併記いただいて問題ありません。
54	(様式 2)先端研究設備整備計画について、図や表を挿入して良いか。	(様式 2)のフォント及びフォントサイズを変更せず 3 ページ以内で作成いただければ、図や表を挿入いただいても結構です。
55	(様式 2)先端研究設備整備計画や(様式 2 別添 1)本事業で導入する設備・機器一覧(詳細)の各欄には必要に応じてグラフや絵などを挿入して良いか。	(様式 2) 及び (様式 2 別添 1) のフォント及びフォントサイズを変更せず、(様式 2) は 3 ページ以内、(様式 2 別添 1) は各 1 ページ以内で作成いただければ、グラフや絵を挿入いただいても結構です。
56	(様式 2) 及び (様式 2 別添 1) に図・表・絵などを挿入する際、それらに含まれる数字・文字等は指定のフォント及びフォントサイズと異なって良いか。	挿入する図・表・絵等における数字・文字等のフォント及びフォントサイズについては、この限りではありません。

57	(様式 2) について、項目によっては文章量が多くなる予定のため、エクセルの行を追加（後にセルを結合）して良いか。	(様式 2) のフォント及びフォントサイズを変更せず 3 ページ以内で作成いただければ、問題ありません。
58	(様式 2) 及び(様式 2 別添 1) について、フォントの強調文字（太字、下線）等は使用して良いか。	問題ありません。
59	(様式 2)「先端研究設備整備計画」の設備・機器（一覧）」について、優先順位があるが、その優先順位に従って事業を実施する必要があるか。また、複数の研究設備・機器にわたって共用できる遠隔システムやソフトウェアがあり、そういうものを導入する場合の記述はどうすれば良いか。	機関として必要な設備・機器を記載いただきますが、場合によって一部の設備・機器は計画変更や内容を絞ることもあり得ます。 また、複数の研究設備・機器にわたって共用できる遠隔システムやソフトウェアについては、用途欄にその旨を記載ください。
60	(様式 2) の優先順位について、新規と追加を併せて記載すれば良いか。	そのとおりです。様式 2 書類作成に当たっての注意事項※ 1 にも記載されております。
61	(様式 2) の【作成に当たっての注意事項】で「フォント及びフォントサイズは変更しないこと」と記載されている。印刷設定ですべての列を 1 ページに印刷するようになっており、文字がかなり小さくなるが、問題ないか。	問題ありません。
62	(様式 2) 等における導入予定は、基本的に 2 月又は 3 月導入ということになるか。	ご理解のとおりです。
63	令和 2 年度の補正予算のため、年度内執行を目指しているものの、導入予定は 2 月もしくは 3 月と記載すべきか。それとも、令和 3 年〇月と確実な導入予定を記載すべきか。	(様式 2) 等における導入予定は、基本的に 2 月又は 3 月導入ということになるとともに、事業期間を超える取組については補助対象外となります。
64	(様式 2) 及び(様式 2 別添 1) について、記載する金額は、千円単位となっているが、百円単位以下は切り捨てか、繰上げか。または、四捨五入か。	四捨五入でお願いいたします。
65	(様式 2) 及び(様式 2 別添 1) において、「用途」の欄があるが、ここでは何を記載すべきか。	「遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器」を導入することで、「遠隔利用や自動化を図る既存の共用研究設備」を、どのように遠隔利用可能／自動化するのか？ を記載ください。 【記載例】 YYYYY により、ネットワーク接続を可能にし、

		ZZZZZ を活用して遠隔地から制御を可能にすることで、遠隔利用可能となる。
66	(様式 2)及び(様式 2 別添 1)について、行の追加や余白の変更などでもよいか。	様式の変更はご遠慮いただき、文章量を調整ください。
67	(様式 2 別添 1①) について、新規導入する予定の設備・機器全てを記載するのか。 例えば、10 種類の設備・機器を購入する場合、10 枚の(様式 2 別添 1 ①) が必要か。	公募要領 P7 の 5.提案書類の作成・提出方法 (2) 提案書類の作成に記載のとおり、「遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器【様式 2 別添 1】※遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する共用研究設備・機器 1 件ごとに作成すること。なお、各件 1 ページ以内で作成」してください。
68	(様式 2 別添 1)について、例えば、似たような電子顕微鏡の場合、機器 1 件につき 1 枚記載するのか、それとも纏めて 1 枚で良いのか。	遠隔化や自動化を導入する共用研究設備・機器 1 台につき 1 枚作成ください。
69	(様式 2 別添 1)について、例えば、遠隔化するに当たり、システム 20 台の導入を想定する場合、どのように記載すれば良いか。	審査がわかりやすくなるように、工夫して記載いただければ幸いです。
70	(様式 2 別添 1)本事業で導入する設備・機器一覧(詳細) について、1 つの Excel ファイル内に優先順位の順に「新規導入する設備・機器」と「追加する設備・機器」のシートを並べて作成すれば良いか。	ご理解のとおりです。
71	(様式 2 別添 1)仕様欄について、個々の設備・機器、ソフトウェア等の価格を記載するようになっていたが、一式の見積もり金額で問題ないか。	できる限り個々の設備・機器、ソフトウェア等それぞれの金額を記載してください。
72	本事業で新規導入もしくは追加する設備・機器について、複数の装置等を組み合わせて一式の設備とする場合の「想定メーカー」及び「仕様」欄の記入は、それぞれ主要なメーカー名、主要となる仕様を記載すれば良いか。	できる限り個々のメーカー名・仕様等をそれぞれ記載してください。
73	(様式 2 別添 1)仕様欄について、税込みの記載とするか、税抜きとするか、どちらがよいか。	税込みの金額にて記載ください。
74	(様式 2 別添 1①、②) について、国際競争入札になる設備・機器の場合、申請の時点で想定されるメーカーを記載するという理解で良いか。 また、想定メーカーが国内メーカーか海外メーカーかは、審査に影響するか。	ご理解のとおりです。採択後の調達段階におけるメーカーの変更は止むを得ません。 また、公募要領 P5～6 の (2) 審査の観点(留意事項) に記載のとおり、我が国全体の研究基盤の強化への貢献という観点も考慮いたします。
75	調達設備・機器のメーカーについて、申請時に国内	ご理解のとおりです。

	メーカーを想定していたが、競争入札の中で、海外メーカーになった場合、事業の目的を達成できるのであれば、特段問題ないという理解で良いか。	
76	申請書類の提出方法について、1つのzipファイルに格納し、とあるが、本学のシステム上zipファイルを送信することができないため、オンラインストレージを利用しても良いか。	オンラインストレージをご利用いただいて結構です。ただし、弊省のセキュリティ上の都合によりファイルを受け取れない可能性があります。 zipファイルをメールでお送りいただく際に、ファイルの拡張子を「zip」から「zi_」に変更してお送りいただければ、弊省にてファイルを保存する際に拡張子を「zip」に変更して対応いたします。
<b>【審査について】</b>		
77	即効性について、審査に当たり加味されないという理解で良いか。もしくは、繰越承認要求ができることとされているものの、事業期間が令和3年3月31日までとされていることから、それまでの導入を前提として即効性についても審査されるのか。	補助要件および審査の観点、公募要領に記載のとおりでございます。
78	修士・博士課程の学生、ポストドクターからのニーズは審査に加味されないという理解で良いか。	審査の観点は、公募要領P5に記載のとおりでございます。
79	審査において、機関の地域性は加味されるか。また、新型コロナウイルス感染症による状況も地域性に加味されるか。	公募要領P5～6の(2)審査の観点(留意事項)に記載のとおり、補助対象となる研究機関等の地域バランスも考慮いたします。 また、本審査における地域性とは、例えば、隣接する県を跨って整備するの点になります。
80	既存設備・機器に対する付加の方が多いことにより、何らか審査に影響があるか。また、新規と追加の採択のバランスなどはあるか。	現時点でその考えはありません。新規でないと対応できないもの、あるいは追加でないと対応できないものがあると想定しています。
81	(様式2)①本事業の実施方針に、共用研究施設・設備・機器の遠隔利用について、研究のみならず、実習や学生実験などの教育面での利用も考えられるとあるが、教育面での利用については、(様式2)で特段記載する項目はないが、審査において重視されるポイントとなるか。	審査の観点については、公募要領P5～6に記載のとおりです。なお、(様式2)①本事業の実施方針において、大学及び高等専門学校で、遠隔利用の取組を行う場合は、遠隔利用と対面利用の両立に関する方策を記載ください。
82	申請案件に関して、全てヒアリングを実施するのか。	公募要領P4のとおり、追加でヒアリングが必要と判断された提案についてのみ、ヒアリングを実施します。
83	ヒアリングが実施される場合、何人までの出席が可能か。	おおよそ5人程度を想定しています。

84	ヒアリングが実施される場合、実務担当者の出席で良いか。	申請内容等を説明可能な方でしたら、出席者は問いません。
【その他】		
85	令和3年3月31日までに設備・機器を導入することが困難な場合があると思われるが、繰越は可能か。	本事業は令和2年度補正予算による補助事業のため、令和2年度内に執行していただくことが原則となります。例外として、交付決定後やむを得ない事情があった場合には繰越しを行うことができますが、事業の遅延について大臣に報告すること（交付要綱第12条）、また、繰越に当たっては財政当局との協議が必要となることから、事象が発生した際には速やかに当方まで相談してください。
86	令和3年3月31日までの納入は必須であるか。	各機関で過去の補正予算における対応の知見等をお持ちかと思しますので、財務や会計等の部局に相談されるなど、各機関にて対応をご検討ください。
87	公募Q&Aに記載がある「各機関で過去の補正予算における対応の知見等をお持ちかと思しますので、財務や会計等の部局に相談されるなど、各機関にて対応をご検討ください」とあるが、各機関で過去の知見等を持ち合わせていない場合に相談できる機関等はあるか。	一元的な相談機関等はありませんので、各機関で対応をご検討ください。
88	公募Q&Aで補正予算の執行は、令和2年度内に執行することが原則となっており、交付決定後やむを得ない事情があった場合は繰越しを行うことができるとなっている。 政府調達になる設備・機器などで、入札公告期間、納入期間により、日程的に予め令和2年度内に導入できないことがわかっている場合は、繰越しを行うことはできないか。	公募Q&Aに記載のとおり、本事業は令和2年度補正予算による補助事業のため、令和2年度内に執行していただくことが原則となります。例外として、交付決定後やむを得ない事情があった場合には繰越しを行うことができますが、事業の遅延について大臣に報告すること（交付要綱第12条）、また、繰越しに当たっては財政当局との協議が必要となることから、事象が発生した際には速やかに当方まで相談してください。
89	令和2年度納入予定で申請し、交付決定された後に繰越について相談することは可能か。	公募Q&Aに記載のとおり、本事業は令和2年度補正予算による補助事業のため、令和2年度内に執行していただくことが原則となります。例外として、交付決定後やむを得ない事情があった場合には繰越しを行うことができますが、事業の遅延について大臣に報告すること（交付要綱第12条）、また、繰越しに当たっては財政当局との協議が必要となることから、事象が発生した際には速やかに当方まで相談してくだ

		さい。
90	公募要領 P9 その他において、「交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由」に基づき、経費の繰越手続を行うことができるとされているが、具体的にはどのような事由を想定しているのか。例えば、入札が年度内に終わらない場合はやむを得ない事由となるのか。	個別の事情によりしますので、一概にお答えすることはできませんが、交付要綱において、繰越を行う際は大臣に報告することとなることから、事象が発生した際に速やかに当方まで相談してください。
91	事業期間が令和 3 年 3 月 31 日までであるが、高額な機器では競争入札により時間を要するが、それもやむを得ない事由となるか。	申請段階において想定されるものについては、やむを得ない事由となりません。新型コロナウイルス感染症の拡大による事情など、申請段階において想定し得ないものは対象となります。
92	繰越承認要求は可能となっており、繰越前提でないと計画を立てることが困難であるが、繰越前提の申請は可能か。	申請段階において想定されるものについては、やむを得ない事由となりません。新型コロナウイルス感染症の拡大による事情など、申請段階において想定し得ないものは対象となります。
93	繰越しの場合における手続について、各設備・機器ごとで行うのか。	基本的に、全てをまとめた上で繰越しの説明が可能でしたら、機関全体として繰越しの手続きを行います。そうでない場合は、設備・機器ごとに行うこともあり得ます。
94	繰越しの承認時期は、いつ頃を想定しているか。	万が一繰越の手続きが必要であった場合は、年度内（令和 3 年 3 月末まで）に実施いたします。
95	サーバーについて、国立大学法人のため研究活動で得た種々データを一企業(Google 等)のクラウドサービスに預けることは極力避けるべきという考え方と、よりセキュアなのは企業のサーバーのためそちらに預けた方がいいという考え方があるかと思う。文部科学省の考え方として推奨される方法があれば教えて欲しい。	文部科学省においては、大学等におけるインシデントの再発防止及びサイバーセキュリティ対策等の更なる強化を目的として、各法人において必要と考えられる取組を、「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」のとおりとりまとめ、令和元年 5 月 24 日「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について(通知)」にて通知しております。また、本通知において、とりまとめの趣旨に基づき、国立大学等においては、既存の「情報セキュリティ対策基本計画」について、「サイバーセキュリティ対策等基本計画」として改定のお願いをしております。加えて、公私立の大学及び高等専門学校においても、サイバーセキュリティ対策等の強化に努めていただくようお願いしております。各法人において定められている計画等を参考にご判断いただくようお願いいたします。
96	(交付要綱)第 6 条第 2 項、「当該補助金に係る	当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る

	<p>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。」と記載があるが、遠隔化・自動化のための機器を購入した場合の消費税について、交付申請の際、申請額から除かなければならない、という理解で良いか。</p>	<p>仕入控除税額を減額して交付申請してください。  ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。</p>
97	<p>公募 Q&amp;A の中に「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。」とあるが、交付申請の際、機器を購入する業者から仕入控除税額を確認しなければならないか。  もし業者が明らかにしない場合は、減額して交付申請する必要はないか。</p>	<p>公募 Q&amp;A に記載のとおりです。適宜確認してください。</p>
98	<p>導入を予定する設備・機器について、交付決定前に調達を進めても問題ないか。</p>	<p>交付決定前であっても、契約準備行為（官報掲載、入札公告）を進めても問題ありませんが、予算には限りがあることから、審査の結果、不採択となるケースもあり得ることに御注意ください。</p>
99	<p>2 月上中旬に交付申請した場合、交付決定はいつ頃になるか。</p>	<p>令和 2 年度第三次補正予算成立後です。交付申請までに予算成立している場合は、2 月中下旬頃になります。</p>
100	<p>本事業にて導入する研究施設・設備・機器について、仕入れ業者への支払いも年度内に終える必要があるか。</p>	<p>本事業の完了（納品・検収）が年度内のため、各機関における仕入れ業者への支払いは翌年度以降でも問題ありません。</p>
101	<p>通常、機器整備にあたっては学内のデモやプレゼンを経て、機器の構成や選定を行うが、時節柄及びスケジュールがタイトであることから十分な検討ができないまま、申請書を提出する可能性がある。その場合、実際の実施段階までに改めて機器の構成や選定を精査することは可能か。</p>	<p>申請いただくことは可能ですが、公募要領 P2(3)補助要件を満たすことが条件であるとともに、公募要領 P4(2)審査の観点を踏まえて、申請いただくようお願いいたします。</p>

102	<p>採択後、交付申請時に（様式第 1）の交付申請書以外に提出書類等はあるか。</p> <p>また、設備・機器等の購入時の領収書等は、いつ提出するのか。</p>	<p>交付申請時の提出書類は、基本的に、交付要綱に記載のとおり（様式第 1）の交付申請書のみです。</p> <p>一部、申請内容に不明点等があれば、内容の詳細を確認するための書類を提出いただく可能性がございます。</p> <p>また、設備・機器等の購入時の領収書等は、額の確定調査の際に確認させていただきます。</p>
103	<p>申請後に遠隔化・自動化に係る機器構成の変更は認められるか。</p>	<p>文部科学省において、申請いただきました資料に基づき、審査を実施いたします。</p> <p>公募要領 P7 において、「ii）提案書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とならないことがあります。また、採択後においても採択を取り消すことがあります。」「iii）公平な審査を行うため、一度提案書類を提出した後の修正（差し替え含む）は、一切認めません。」としています。</p> <p>申請後に遠隔化・自動化に係る機器構成の変更は想定しておりません。</p> <p>以上の点をご留意いただき、申請いただきますようお願いいたします。</p>
104	<p>採択後の事業費の支払はいつになるか。</p>	<p>令和 2 年度内に検収された場合、精算払いになり、4 月中旬以降になります。令和 3 年度に繰り越された場合は、概算払いとなり、概算払いの手続き終了次第、概算額（交付決定額）が支払われます。</p>
105	<p>採択後の実績報告について、想定されているスケジュールはどうか。</p>	<p>実績報告書の提出は、交付要綱第 14 条に記載のとおりになります。</p>
106	<p>申請時の金額に対して、事業を実施する中で、増額・減額となった場合はどうなるか。</p>	<p>交付決定後、決定金額を上回る場合は機関に負担いただく必要があります。</p>
107	<p>本事業は今年度限りの公募なのか。</p>	<p>令和 2 年度第三次補正予算として、緊急性を要する事業として実施するものですので、基本的に今回限りの公募となります。</p>
108	<p>令和 3 年度の予算において、研究施設・設備・機器のリモート化・スマート化について計画されているが、前倒しで補正予算として実施されているという理解で良いか。また、同様の予算措置を予算案で考</p>	<p>前倒しで第三次補正予算として実施しています。</p> <p>また、研究開発基盤課の担当事業として、同様の予算案はなく、第三次補正予算と通常予算に分かれています。設備整備に関する事業は本事業のみで</p>

	えていないか。	す。
109	第二次補正予算事業「先端研究設備整備補助事業（研究活動再開等のための研究設備の遠隔化・自動化による環境整備）」の公募で不採択となった提案であっても、ブラッシュアップなどして、再度提案可能か。	「先端研究設備整備補助事業（研究活動再開等のための研究設備の遠隔化・自動化による環境整備）」の公募で不採択となった提案についても、本公募へ提案可能です。
110	第二次補正予算事業「先端研究設備整備補助事業（研究活動再開等のための研究設備の遠隔化・自動化による環境整備）」の公募で採択となった機関であっても、別の内容の申請であれば、提案可能か。	提案可能です。
111	公募要領 P6 の 4.採択件数、事業規模に、採択件数は 19 件程度とあるが、全体的な金額に応じて採択件数の調整はあり得るか。	あり得ます。例として、第二次補正予算の「先端研究設備整備補助事業（研究活動再開等のための研究設備の遠隔化・自動化による環境整備）」では、21 件程度から、30 件を採択いたしました。
112	スマート化について、デジタル化など自動化以外もあるが、自動化以外の申請もありか。	基本的に、スマート化とは自動化を想定しています。また、デジタル化については、自動化の中で読み込めるものと想定しています。
113	経常費補助金の一部制限されている機関についても対象機関となるか。	公募要領 P2 の 2.事業の概要(2)対象機関に記載している機関が、対象機関になり、その他特段の制限はございません。
114	学年進行中の学部・学科については、補助事業の対象外になると思う。このため、当該学部・学科だけでなく大学全体としての事業の場合には、掛かる経費を学生数比で按分して、当該学部・学科分については補助対象経費から除くこととしている。 今回は、研究設備整備のため、研究自体は当該学部・学科とは切り離れた扱いになると思うが、本事業を当該学部・学科を含む教育面でも利用する場合、上記のような按分措置が必要か。	具体的な提案内容が不明なため一概に判断できませんが、本補助事業は研究施設・設備・機器に主眼を置いたりリモート化・スマート化のため、公募要領 P2～3 の 2.事業概要（3）補助要件を全て満たすものであれば、按分措置は必要ありませんが、完成年度を迎えていない学部等を対象とする提案は対象になりません。